平成２６年（フ）第１４３３号
横浜市中区本牧宮原６番２－205号
債務者　加藤　洋子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８６６号
神奈川県藤沢市大鋸994番地の４メゾンダイギリ102
債務者　重冨　　卓
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９１９号
横浜市青葉区美しが丘２丁目26番地　郵政宿舎Ｇ３－206
債務者　永野　育海（旧姓嘉手納）
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２００５号
横浜市緑区十日市場町854番地７　第一グリーンハイツ203号
債務者　成川　正明
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２４７８号
東京都新宿区西落合１丁目18－18　けやき荘
債務者　大内寿美子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９８５号
神奈川県海老名市本郷1258番地　グリーンメイト大東106
債務者　谷地　雅子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月４日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９９１号
神奈川県大和市西鶴間２丁目22番６号　第一中沢荘５号
債務者　岩山　徳治
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５４０号
静岡市清水区尾羽156番地の１　レオパレスカサボニータ206、旧住所静岡県掛川市下俣南２丁目22番５号　ヒルズＭ＆Ｏ206
債務者　秋田　洋平
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第３０号
秋田県大仙市協和小種字下鏡台254番地２
破産者　加藤組株式会社
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第１７６８号
札幌市東区東苗穂４条３丁目２番36号
破産者　株式会社三新プレス
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４０号
群馬県伊勢崎市豊城町2104番地１
破産者　有限会社山本酒店
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第４７号
埼玉県熊谷市西別府608番地１
破産者　根岸土木株式会社
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１６２５号
横浜市青葉区青葉台２丁目５番地10フォーリアヴェルデ702
破産者　有限会社オーヴィードゥ
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０９号
富山県高岡市戸出市野瀬31番地
破産者　株式会社パディントンハウス
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４９号
富山市宮園町109番地７
破産者　有限会社ハンドクラフト
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４８号
大阪府和泉市テクノステージ３丁目１番11号
破産者　エクラ株式会社
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第９６号
兵庫県三木市別所町下石野1317、商業登記簿上の本店所在地兵庫県加古川市別府町別府574番地の４
破産者　新開プラント株式会社
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第８６号
兵庫県美方郡新温泉町和田240番地の１
破産者　株式会社岸本工務店
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係